

鉄道・運輸機構 令和5年度計画の達成状況及び令和6年度計画について

資料2

令和5年度計画	令和5年度中に実施した具体的業務内容等	令和6年度計画
<p>(7) 特例業務（国鉄清算業務）</p> <p>① 旧国鉄職員に係る年金費用等の適切な支払等 （年金費用の支払い 略）</p> <p>北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」という。）の株式については、国等の関係者と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、株式市場に関する情報収集を行うなど適切な処分方法の検討等を行う。</p>	<p>○ 株式処分の検討</p> <p>令和5年度においては、会社の株式について、国等の関係者と連携を図りつつ、株主総会等を通じ各社の今後の経営状況の推移を見極めながら、株式市場に関する情報収集を行うなど株式の適切な処分方法の検討等を行った。</p>	<p>(7) 特例業務（国鉄清算業務）</p> <p>① 旧国鉄職員に係る年金費用等の適切な支払等 （年金費用の支払い 略）</p> <p>北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」という。）の株式については、国等の関係者と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、株式市場に関する情報収集を行うなど適切な処分方法の検討等を行う。</p>
<p>② 会社の経営自立のための措置等</p> <p>日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）に基づき、会社の経営自立のため、各社の中期経営計画等に基づく取組に応じて、会社等に対する助成金の交付、会社に対する生産性の向上に資する施設等の整備・管理に必要な資金の出資等の支援を、経営の改善状況を随時フォローしながら適切に実施するとともに、青函トンネル及び本州四国連絡橋に係る改修費用を適正に負担する。</p> <p>また、会社の経営安定を図るため、特別債券に係る利払いを着実に実施するとともに、貨物調整金に係る特例業務勘定から建設勘定への繰入れを引き続き適切に実施する。</p> <p>これらの支援等に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守するとともに、会社のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。</p>	<p>○ 会社に対する支援措置</p> <p>債務等処理法に基づき、会社の経営自立を支援するため、各社の中期経営計画等に基づく取組に応じて、以下に記載の支援を適切に実施した。</p> <p>(1) 助成金の交付 JR 北海道：181 億円、北海道高速鉄道開発（株）：6 億円</p> <p>(2) 青函トンネル及び本州四国連絡橋の費用負担見直しに係る支援 青函トンネル：5 億円、本州四国連絡橋：13 億円</p> <p>(3) 無利子貸付 JR 貨物：46 億円</p> <p>(4) 利子補給 JR 北海道：1 億円、JR 四国：1 億円</p> <p>(5) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券の利子の支払い JR 北海道：55 億円、JR 四国：35 億円</p> <p>※利率は、国土交通大臣が定める利率（年利 2.5%）である。</p> <p>○ 並行在来線の支援措置</p> <p>並行在来線の貨物調整金に要する費用に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額について、特例業務勘定から建設勘定へ 146 億円の繰入れを実施した。</p> <p>なお、これらの支援に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、各種交付要綱等を遵守するとともに、交付審査業務等について適切な業務執行体制の措置を講ずることにより会社のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施した。</p>	<p>② 会社の経営自立のための措置等</p> <p>日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）に基づき、会社の経営自立のため、各社の中期経営計画等に基づく取組に応じて、会社等に対する助成金の交付、会社に対する生産性の向上に資する施設等の整備・管理に必要な資金の出資等の支援を、経営の改善状況を随時フォローしながら適切に実施するとともに、青函トンネル及び本州四国連絡橋に係る改修費用を適正に負担する。</p> <p>また、会社の経営安定を図るため、特別債券に係る利払いを着実に実施するとともに、貨物調整金に係る特例業務勘定から建設勘定への繰入れを引き続き適切に実施する。</p> <p>これらの支援等に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守するとともに、会社のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。</p>